

吉川地域におけるデマンド型交通の令和5年度の運行について

1 概要

令和3年4月から道路運送法第21条の規定（タクシー事業者等が特例的に乗合事業を行うことができる措置）により運行しているデマンド型交通について、令和5年度（4月1日～）からは、同法第4条の規定における一般乗合旅客自動車運送事業の許可のもと、運行を継続する。

※道路運送法第4条

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第4条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第1号イからハマまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

項目	道路運送法第4条	道路運送法第21条
運行期間	常時	一時的（最長3年）
法的位置付け	通常運行	期間運行
運行事業者例	路線バス等	タクシー事業者等

2 運行地域

吉川地域内の全域（区域運行）

3 運行事業者

株式会社吉川交通（三木市吉川町渡瀬178-1）

※タクシー事業と事務所・車庫等を兼用

4 運行日

月～金曜日（週5日）

5 運行時間帯

午前8時台～午後4時台（最終乗車時間：午後4時30分）

6 乗 降 地

- (1) 乗降地は自宅（又は自宅付近）、公共施設（吉川支所、学校、公民館など）、医療施設、商業施設、金融機関、既存のバス停など、あらかじめ設定する場所とする（配布資料4参照）。
- (2) 吉川地域内を運行する幹線路線バスとの役割分担のため、幹線エリア内（幹線路線バスのバス停からおおむね半径300メートル以内）からの利用については乗り降りできる場所に制限を設ける。
- (3) 乗車地及び降車地のいずれもが幹線エリア内となる移動は不可とする（ただし、乗車地又は降車地のいずれかが吉川支所・吉川健康福祉センター（よかたん）である場合や高齢者や障がい者などで、路線バスのバス停までの移動が困難な方、バス車両への乗降が困難な方は両方エリア内であっても移動は可）。

（移動の可否一覧）

乗車地	降車地	可否（○か×）
幹線エリア内	幹線エリア内	× （ただし、乗車地又は降車地のいずれかが吉川健康福祉センター（よかたん）である場合や高齢者や障がい者などで、路線バスのバス停までの移動が困難な方、バス車両への乗降が困難な方は両方エリア内であっても移動は可）
	幹線エリア外	○
幹線エリア外	幹線エリア内	○
	幹線エリア外	○

7 運行車両及び台数

運行車両	ジャンボタクシー（ハイエース車両）等
運行台数	2台

※貸切バス・タクシー事業で使用する車両と兼用。

8 利用予約の方法

電話予約又はスマートフォン等からのインターネット予約
なお、利用予約に当たり、利用者は事前登録を行うものとする。

9 利用料金

1回乗車につき、大人300円
(小児、障がい者及び障がい者の介助者150円)

10 その他（報告事項）

令和4年秋に吉川地域に開店する予定の「フレッシュバザール三木吉川店」（仮称）は買い物施設に該当することから、次のとおり新たな乗降場所として追加する。

- (1) 乗降場所名
「フレッシュバザール三木吉川店」（仮称）（幹線エリア内）
- (2) 運行開始日
運営元の株式会社さとうと調整中